

【2012年3月22日発行】

---

---

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第69号 ■

---

---

【今号の内容】

- 平成24年4月1日から「労災保険の料率」の改正と、「メリット制」の適用対象拡大を行います
- 労働政策審議会は、有期労働契約の無期労働契約への転換等を内容とする「労働契約法の一部を改正する法律案要綱」について答申をしました

---

平成24年4月1日から「労災保険の料率」の改正と、  
「メリット制」の適用対象拡大を行います

---

厚生労働省では、労災保険に関して4月1日から、保険料率の改正（平均で0.6/1000の引き下げ）と、災害発生率に応じて保険料を増減する「メリット制」適用対象の拡大を行います。

1 労災保険の料率などの改定

労災保険（労働者災害補償保険）とは、業務災害や通勤災害に遭った労働者またはその遺族に必要な保険給付を行う制度で、保険料は事業主の皆さんが全額負担することになっています。

労災保険の保険料は、事業主の皆さんが1年間に労働者に支払う賃金の総額に一定の料率を掛けて算出します。料率は55に分類した業種別に設定されており、3年おきに改定しています。

改定時期に当たる平成24年度から、以下のように料率を改定します。全業種平均では4.8/1000となり、現行の料率から0.6/1000の引下げになります。

※詳細は下記リンク（1）参照

引下げ：35業種      据置き：12業種      引上げ：8業種

また、一人親方などの第二種特別加入保険料率や労務費率も、その一部を改定します。

※リンク（2）、（3）参照

- 詳細はこちらをご覧ください。

（1）平成24年度からの労災保険の料率表

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/rousaihokenritu\\_h24.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/rousaihokenritu_h24.pdf)

(2) 一人親方などの特別加入保険料率表

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/tokubetukanyu\\_ryoukin.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/tokubetukanyu_ryoukin.pdf)

(3) 平成 24 年度からの労務費率表

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/roumuheritu.pdf>

## 2 労災保険のメリット制の改正

労災保険のメリット制とは、事業場ごとの労働災害の発生状況に応じて、労災保険の料率・保険料を増減することで、事業主の皆さんが労働災害防止に取り組む意欲を高めることを目的とした制度です。

今回の改正は、建設業と林業について、メリット制の対象となる要件を緩和するもので、事業主の皆さんの災害防止努力によって労災保険料が割引きとなる事業場が拡大します。詳細は下記リンクをご参照ください。

●詳細はこちらをご覧ください。

(1) メリット制の概要

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/rousaimerit.pdf>

(2) 平成 24 年度からの改正内容

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/meritto\\_h24.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/meritto_h24.pdf)

---

労働政策審議会は、有期労働契約の無期労働契約への転換等を内容とする「労働契約法の一部を改正する法律案要綱」について答申をしました

---

労働政策審議会は、諮問を受けていた「労働契約法の一部を改正する法律案要綱」について、「おおむね妥当」とした労働条件分科会報告を了承し、厚生労働大臣に答申しました。

これを受けて、厚生労働省では法律案を作成し、開会中の通常国会に改正法案を提出する予定です。

### 【法律案要綱のポイント】

(1) 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

- (2) 「雇止め法理」の法定化
- (3) 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

詳しくは次の URL をご覧下さい。

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000025bjf.html>

- 
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
  - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
  - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
  - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
  - ★注意事項についてはこちらをご覧ください。  
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
  - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
  - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
  - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
  - 携帯メールなどには対応しておりません。
  - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
  - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
-